

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和5年度第2回芦屋市障害福祉計画策定委員会
日時	令和5年9月12日(火) 午後1時30分～午後3時
場所	市役所消防庁舎3階多目的ホール
出席者	委員長 木下 隆志 副委員長 三芳 学 委員 松本 有容 朝倉 己作 能瀬 仁美 森 愛子 岡本 直子 山川 範 高野 康彦 高橋 浄江 中尾 秀人 多田 直弘 中山 裕雅 欠席委員 小幡 一夫 久保 みづき オブザーバー 小西 明美 事務局 川口 弥良 長谷 啓弘 今西 絵理子 石飛 雅基 関係課 地域福祉課 岩本 和加子 吉川 里香 こども政策課 伊藤 浩一 三崎 英誉
事務局	障がい福祉課
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で15人中13人の委員の出席により成立

(2) 委員長挨拶

(3) 議事

ア アンケート調査の結果について 資料1、2、当日配布資料1

イ 団体・事業所アンケート調査の結果について 資料3、4、5

ウ 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況の点検・評価について 資料6

エ その他

(4) 閉会

2 提出資料

(1) 資料1 策定委員会が出された意見と対応

(2) 資料2 サービスに関するアンケート

(3) 資料3 団体へのヒアリング(まとめ)

(4) 資料4 事業所インタビューまとめ

(5) 資料5 相談支援事業インタビューまとめ

(6) 資料6 第6期計画点検・評価結果(令和4年度実績報告)

(7) 当日配布資料1 障がい福祉サービスに関するアンケート調査へのご協力をお願い

3 審議内容

(1) アンケート調査の結果について

事務局長谷より説明

(木下委員長)

ありがとうございます。

皆さん、主に資料2、アンケート調査について何かご意見等ございますでしょうか。

(朝倉委員)

説明の中で障がいのある人の居場所が少ないという話がありました。我々育成会としても子どもたちを楽しめる場を与えたいということで、月に1回ですが風船バレーを始めて13年、あと、音楽ひろばは今年で8年目になりますが、全然参加者が増えません。障がい福祉課にも協力していただいて、チラシも置いているのですが増えないのはなぜでしょうか。

(多田委員)

それに参加するには費用はかかりますか。

(朝倉委員)

音楽ひろばのほうは会員が200円、会員以外が500円、風船バレーは無料です。音楽ひろばは有料なのですが参加者は風船バレーよりも多いです。何が参加する動機になっているのか、その辺りについていいアイデアがあれば教えていただければと思います。

(中山委員)

居場所として1番ニーズが高いのは、通所系のデイサービスに行った後、ご家族の方が仕事から帰られるまでの数時間、ここに空白の時間がありまして、その居場所のことを指していると思います。今現在それぞれの団体で提供されている居場所はたしかにあると思いますが、その時間は昼間どこかに行っていて使えないという状況なども要因としてあるのかなと受け止めています。

(朝倉委員)

我々がやっているのは両方とも日曜日に実施しています。

(能瀬委員)

日曜日だと学校や事業所に行っていないので外出自体はできるのですが、基本親と一緒に外出することになりますので、おそらく親のお尻が重いかなという感じがします。

(多田委員)

私は高齢者の居場所づくりやっていますが、やっぱりまずは参加するのにお金が要るかどうか、それと時間帯です。午前であるか、午後であるか、それと曜日。僕もやり始めて7年目になりますが、意外と大きな要素になります。ですから、やっぱりもう一度障がいのある人が来やすい曜日と時間帯。それと利用料もゼロだったものが200円になっただけで、かなりの方が来られなくなります。

(三芳副委員長)

障がい者基幹相談支援センターでは、「あしやねっと♪」という障がい福祉に関するポータルサイトでイベント等の周知をさせていただいてはいるのですが、周知というのはやはり永遠の課題だなというところでいつも悩んでいます。朝倉委員の所属する育成会さんでやられているイベントも含め、なかなか周知が行き届いていないと思ったりします。今回「あしやねっと♪」もリニューアルしようと思っております、どうやったらより今ある資源というものを周知できるのかというところを、また、委員の皆さまのご意見もいただきながら一緒に考えていけたらなと思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

(高橋委員)

アンケート調査結果についてお尋ねしたいのですが、配付数が250人、回収が124人、回収率が49.6%と書かれています。児童は19人しか回答がありませんが、この250人の中に児童に対してどれぐらい配付されているのでしょうか。課題としてはいろいろ

あると思うのですが、障がいのある児童の保護者の方の関心はその程度のものなのか、その辺を知るためにも教えていただければと思います。

(事務局長谷)

先ほどアンケート調査をどのように配付したのかという説明の中に、今回障がい福祉サービス事業所さんを通じて配付させていただいたところをご説明させていただきましたが、児童の事業所さんで配布に協力可能と言っていたのが3事業所で、もともと配付数自体が少なかったということになっております。

(中尾委員)

成人と児童のそれぞれの配布数はどれくらいでしょうか。回収する成人の母数と、児童の母数が分かればつかみやすいと思います。

(事務局長谷)

まず配付しましたのが、先ほど250人ということでお伝えさせていただきましたが、そのうちの40人が児童となっておりますので、残り210人が成人の事業所さんにお配りさせていただいたということになっております。

ですので、ちょうど半分ずつぐらいがご回答していただいている状況になっております。

(木下委員長)

高橋委員がおっしゃっていただいたとおり、この19人をさらに分岐させて何か検討しようとしたときには、恐らく数値としては全然足りないという感じがします。ただ、今回は単純集計で見えていますので、その傾向を見ていただくところまでという感じがいたします。

例えば14ページのところで、アンケート調査としては、将来子どもの高等学校とか、大学・専門学校に進学してほしい割合が高くなっているというのは、大きなトレンドだと思いますが、アンケート調査の母数をもっと大きくなってくると、もしかしたら違う結果が出てきそうな感じもします。ほかは何かありますでしょうか。

(多田委員)

統計学というものをご存知の方もいらっしゃると思いますが、できれば250人全員からアンケート調査を回収して欲しかったなと思います。なぜそのように言うかということ、例えばある実験をして自分の子どもたちはこれで良くなりましたか、というアンケートを親に出したところ、良くなったと評価した親だけしか返ってこなかった。後々調べてみたら、ほとんどの子どもが実験によって良い影響を受けていなかったのに、子どもが良くなったと感じた親だけがアンケートに回答したために、実験結果としては100%効果があるというデータが出てしまった、という調査結果がありましたので、何かしらの手法を用いて100%回収する方法がないのかなと思いました。

やはり、何か意見を言いたい方、困っている方は積極的にアンケートに答えると思うのですが、選挙に行かないのと一緒で、別に特に困ってなくて、このままでいいと思っている方も含めた本当の姿を見るためにも、100%回収する方法を研究してほしいと思います。今回のようにアンケート調査の母数が小さい場合、回収率が小さくなればなるほど偏った答えが出てしまうというのも気をつけてほしいと思います。

(木下委員長)

おっしゃるとおり、アンケートや調査に参加しなかった人を調査することによって、実態を把握できるという調査は確かにあります。問題を特定するためには、そういう調査が有効だということも何かで見たことがあるので、おそらく有効なのだと思います。

今回この49.6%の回収率以外の出していない方を追うということがもし可能であれば、全部ではないですけれども、例えばこのうちの何人か誰か出していない方というのをターゲットングできるのであれば、個別でインタビューを聞くなりということでは違う結果が見えてくるかもしれません。ただ、それをやると少し大変な作業になることと、あと回収率に関しては49.6%というのは、一般的なアンケートでいうと、そんなに低い数字ではなく、20%から30%のアンケート回収率の統計調査というのは結構あり得るので、このあ

たりは大丈夫かと思えます。

(中山委員)

前回の計画ときには郵送という形で1,400人ぐらいの方にお配りをして、そのときも50%を超える783人の方から回答をいただきました。今回サービス提供事業所を通してアンケート調査票をお渡ししましたが、事業所を通じて実施しましたので、多くの回収が期待できるという目論見はありましたが、意外と回収率が低かったという残念な結果になっております。今回は間に合いませんが、次期以降はまたアンケートの取り方については、しっかり検証して見直してまいりたいと思っております。

(木下委員長)

よろしいですか。ほかはありますか。無いようでしたら、次は団体と事業所アンケート調査結果についてということでご説明をお願いします。

(2) 団体・事業所アンケート調査の結果について

事務局長谷より説明

(木下委員長)

ありがとうございます。

団体事業所アンケート資料3、4、5の説明でした。皆さんから何かご質問等ありませんか。

(中尾委員)

このインタビューの悉皆調査ですか。

(事務局長谷)

市内の全事業所にメールで依頼をして、そのうちの13の事業所から回答いただいておりますので、すべての事業所から回答を得ている訳ではありません。

(高野委員)

三田谷治療教育院の高野です。最近計画相談が受けられないためサービスの利用に至らないという話を耳にします。我々の法人も相談支援事業をやっていますので、これについては非常に大きい問題と思っておりますが、まずは計画相談や相談支援事業の在り方をしっかり考えた上で、この問題をどのようにして解消、改善していくか協議していく必要があると考えています。また、人材確保、人材定着ということが非常に大きい課題ではあるのですが、行き先のない相談をどのように支援につなげていくのか、というところも課題だと思っております。

人材の面で言いますと、芦屋独自で小学生、中学生、高校生向けに福祉の仕事の魅力を高める取組が必要なのではないかと思っております。

(三芳副委員長)

高野委員から言っていただきました計画相談員の不足について、これは以前からこの会議体であったり、自立支援協議会などでご意見をいただいている部分でございまして、一番ピークのときは3か月待ちという状況でしたが、今年度に入り新たな計画相談の事業所が2箇所増えたこと、また、基幹相談から他市の相談支援事業所にもお願いをするなど開拓をした効果もあったのか、現在は待ちの期間が1か月未満になっているという状況にあります。

とはいうものの、新規開拓した事業所もいつまでも受けていただけるのかどうかということもありますので、今後相談支援事業所の管理者と行政で一度話をしましょうということで、話し合いの場を持たせていただこうと思っております。

そこの中で、さらに工夫というものができないだろうかということを検討できれば、と話し合っていたところです。

また、人材育成については私ども基幹相談支援センターとしては一番大きな部分だと思っております。研修を毎月のように実施しているのですが、そこでスキルアップをしても、

やっぱり辞めてしまう方もおられるのが実態ですので、どうしたら継続・定着していくのかも含めて、我々としても考えていかないといけないと思っています。

(中山委員)

人材確保・人材不足の点で言いますと、介護保険サービスでも全く同じ状況が生じております。世の中ので景気が少しよくなってきますと、それまで介護関係の資格を持っていた方が辞めて飲食業などに行かれたりとか、一般の会社の事務員になられたりとか、やはり給料の面が一番大きいかと思えます。現在、市ではまだ具体的な検討には至っておりませんが、高齢者の事業所にもアンケートを同様に取っております。今、介護保険の方では資格取得の支援をしているのですが、今後例えば採用とか、給料面に反映できる助成の仕方がないか、実際に助成している市も最近出てきておりますので、そういったところの事例を研究しながら、どういった方法が効果的なのか。当然財源も必要になってきますが、そこは何かしら手を打たなければならぬと、高齢者部分も含めて考えているところです。

(木下委員長)

ありがとうございます。

放課後等デイサービスについて、利用ニーズはあるけれども、総量規制のため新たな事業所を開設できないと聞いていると団体インタビューの資料に書かれています。総量規制に対して芦屋市として何か検討はされていますでしょうか。

(事務局伊藤)

ご指摘いただいております総量規制の部分ですけれども、市内の放課後等デイサービス事業所の定員数と、実際の利用者数を比較いたしますと、やはりその定員数のほうがまだ上回っている状況にあります。他市の事業所を利用している方も一定数いらっしゃるのですが、もう少し柔軟にというご意見もいただいているところではあるのですが、総量規制を考え直すところは少し難しいなというのが正直なところでございます。保護者の方がどういう理由で他市の事業所を利用いただいているのか、市内の事業所の定員がいっぱいだというご意見もあるのですが、逆に市内の事業所で空きのあるところもご案内できる状況ではありますので、まずは空きがあることもお伝えしていこうと考えています。

(木下委員長)

ありがとうございます。

もし可能であればですが、放課後等デイサービス・児童発達支援の定員と、そこでの実際の稼働率、こういう数値があればと思います。阪神間においては、全般的に事業所が足りてないという声があって、この5年ほどで事業所が1.5倍ぐらいに増えていっています。今後計画値の話をしていくこととなりますが、計画の見込量としては何人で、その見込をはるかに超えた実績値になっているのであれば、これは明らかに足りてないと思わざるを得ない部分がありまして、そのあたり本当のところはどうなのか、足りているのか、足りていないのかが少し見えません。実績としては足りていないように見えるのですが、市内の事業所の稼働率からするとまだ空きはある、もっと使えるということなのであれば、どちらが本当なのか分からないので、そのあたり明らかにしたいなというのはあります。

(事務局伊藤)

数字上の総量というところではあるのですが、今年の6月時点の放課後等デイサービスの利用状況の確認をいたしました。そういたしますと、6月中に利用されている方の人数は174名でございます。その方々の1月当たりの利用日数の平均が9.3日となっております。ですので、174名に9.3を掛けまして、おおむね1月1,620日という数字になります。現在市内にあります放課後等デイサービスの事業所数が10ございます。各事業所の定員数が10でございますので、1月当たり20日開所となってまいりますと、単純計算で2,000日という数字になってまいります。

ですので、この2,000と1,600を比較いたしますと、総量としては利用者全員の受け入れが可能な総量数はあるというところで今考えているところでございます。

(木下委員長)

ありがとうございます。今の数値ですが、市外利用日数の実績も入れた上での計算でしょうか。

(事務局伊藤)

市外利用も含めての日数です。

(木下委員長)

なるほど。それであれば芦屋は足りているという評価になりますね。

(中山委員)

実際事業所を利用されている親御さんから聞いた話なのですが、特色のあるカリキュラムを提供しているところであれば市外であっても通いたいということでしたので、その辺のアンマッチはあるのかもしれませんが。

(木下委員長)

なるほど、分かりました。ありがとうございます。ほかはありますか。

無いようですので、次に進みます。

(3) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況の点検・評価について

事務局長谷より説明

(木下委員長)

ありがとうございます。

福祉計画の進捗状況等の説明がありました。皆さんから何かご質問等あればと思いますが、いかがでしょうか。

(朝倉委員)

初歩的なことなのですが、ここに書かれています目標値については市が決めた数値なんですか。

(事務局長谷)

こちらの目標値につきましては、今のこの第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定する際にも、同じような形の策定委員会を設置しておりまして、その中でこのような数値にしたいという協議をさせていただいて最終決定したものになります。

(朝倉委員)

私が聞きたいのは、この数値にしたのは国の意思や方向性みたいなものがあって、それに沿うような数値になっているのではないか、ということです。

(事務局長谷)

例えば施設入所者の地域生活への移行の数値については、国から令和元年度末の入所者数から4%以上減らすといった目標値が掲げられておりますので、芦屋市でもその数値が実現できるかどうかを踏まえて協議した結果、概ね国の方向性に沿った数値が最終設定されたということになっております。

(朝倉委員)

今日アンケートとか、各事業所や団体のインタビュー結果などを聞いていますと、グループホームが少ない、働く場所が少ない、そういった具体的な話が出ていますので、国の方向性や目標値はあるものの、それに沿った数値にするのではなく芦屋市としてできる形を見せれば良いと思っています。逆にできない形を見せても仕方ないと思います。実際ヘルパーさんがこれだけ足りていないという話が出ています中で、達成できるかどうか分からない数値を増やしたり減らしたりするのはどうかと思います。

あともう1つ教えてほしいのですが、成年後見制度の利用実績が14件となっていますが、この内法人後見は何人ですか。

(事務局長谷)

今手元に資料がありませんので正確な数値ではありませんが、確実に1件は法人後見をしていただいています。

(朝倉委員)

そうすると後の、残りの件数というのは、単に申請費用とかを市で助成しているということでしょうか。

(事務局長谷)

今回14件として上げさせていただいておりますが、助成もいくつか種類がございます。1つは成年後見制度の利用にかかる報酬助成と言いまして、裁判所から後見人の方に対して報酬を支払うよう決定が下りるのですが、被後見人の方がその報酬を支払う財産がない場合に市が代わりに助成するというものになりまして、これが年間8件になります。もう1つが申請する手続きに係る助成になります。令和4年度につきましては、成年後見制度の市長申立てといいまして、成年後見の手続きをすることが難しい方について、市が代わりになって申立てをしまして、それも合わせて14件になっております。

(朝倉委員)

ある程度分かりました。私自身成年後見制度の問題点なども調べていまして、今後法人後見に移行すれば、そういった問題点も少し改善できるのではないかと思っています。今のお話ですと14件のうち、おそらく1件ぐらいだということですが、何で増えないのか疑問に思っています。

(事務局吉川)

法人後見に関しましては、基本的に困難案件でありますとか、どうしてもやはり法人の方が関わっていただくことが必要な案件に対して、今は法人後見がついていただけているという状況です。ですので、基本的に費用の報酬助成をさせていただいているのは専門職の後見になりますので、ほとんどは弁護士、司法書士、社会福祉士という形になっております。法人で受けていただくというのは、どうしても大人数で関わらないといけないような、ちょっとリスクを分散させたほうが良いような案件に関して、法人後見を受けていただいているというのが現状です。

(朝倉委員)

社会福祉協議会でも法人後見やっていると思いますが、今は何件あるのでしょうか。

(三芳副委員長)

正確には存じていませんが、数件受けている状況です。

(朝倉委員)

個人的には、先ほど話に上がった弁護士・司法書士・社会福祉士とかではなく、常日頃から関わっている方がその人の後見人を担ってもらうべきなのではないかと思っています。

(事務局吉川)

後見人としては専門職の方がついておられますけれども、その方に関わっておられる相談員さんであるとか、日々関わっておられる方とは定期的に顔合わせをされて、プランを一緒に考えるなど、身上監護的なところは関わっておられる、支援者みんなが集まって対応されているということになっておりますので、決してその弁護士などの専門職の方お一人でやっておられるわけではなくて、チームで支えるといいますか、そのような体制で運営をされておられますし、実際国もそのような方向性で進めるようにということを言っておりますので、我々としても決してその専門職だけがやれば良いということではやっておりません。

(朝倉委員)

私も実は子どもの成年後見をやっています。育成会でも成年後見制度の情報を発信しているのですが、なかなか増えない状況にあります。後見制度を利用すると何かこういういいことがあるといったことをもっと啓発してもらえればと思います。

(事務局吉川)

権利擁護支援センターでは、以前出張講座みたいな形で少人数のところでも制度をご説明させていただいたり、今の運用のこともお話させていただくことはできますので、ま

た、お声がけいただけたらいいかなと思っております。また、分野は違いますけれども高齢者の方に関しましても、成年後見制度があるということは知っているけれども、今は使わないでおいて、困ったときに使いますという方はやはりいらっしゃるの状況としてあります。行政としましては、ご本人の意思も尊重しながらとはいえ、備えていただくということも大切だと思いますので、継続的に普及啓発には努めていきたいと思っております。

(3) その他

(木下委員長)

全体を通して皆さんから何か質問とかはないですか。よろしいですか。

では、第2回の芦屋市障害福祉計画策定委員会をこれで終了させていただきます。皆さんどうもありがとうございました。

以 上